

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【10】」

2. 日時：令和2年12月21日 14時00分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他6名

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（閉じ込め機能）

○キャスクの設計における金属ガスケットの漏えい率と、キャスクの運用における基準漏えい率の位置づけについて、設計上の観点から整理して説明すること。

（遮蔽機能）

○金属キャスクの遮蔽計算に用いたデータについて、貯蔵建屋設計時の遮蔽評価でどのように用いようとしているのか、考え方を説明すること。

○遮蔽解析に用いる三次元輸送計算コード MCNP5 について、同コードの検証範囲及び適用範囲が本件申請内容を包絡できていることや、同コード以外の既認可実績のある遮蔽解析コードとの比較等を踏まえて、本件申請に用いることの適切性を具体的に説明すること。

（除熱機能）

○除熱機能の設計方針として、キャスクの取り扱いに関する雰囲気温度について、どのような考慮を行っているのか説明すること。

（3）MHI から、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

## 6. その他

### 提出資料：

- 資料 1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について（第 16 条関連）
- 資料 1-2 補足説明資料 16-1 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- 資料 1-3 補足説明資料 16-2 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
臨界防止機能に関する説明資料
- 資料 1-4 補足説明資料 16-3 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
遮蔽機能に関する説明資料
- 資料 1-5 補足説明資料 16-4 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
除熱機能に関する説明資料
- 資料 1-6 補足説明資料 16-5 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
閉じ込め機能に関する説明資料
- 資料 1-7 補足説明資料 設置（変更）許可申請時における確認事項

以上